確　認　書

令和　年　月　日

国立研究開発法人国立環境研究所

　理事長　 　殿

○○法人○○大学

　　　　　　　　　　　　　　　　〔契約権限者　役職・氏名〕

〔件名〕において、○○法人○○大学　〔契約権限者　役職氏名〕（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所　理事長　▲▲　▲▲（以下「甲」という。）に対し、委託契約書第２１条に基づき下記の事項を約する。

※地方公共団体との委託契約の場合は、20条になります。

記

１．　乙は、当該委託業務に係る技術に関する研究の成果で産業技術力強化法第１７条第２項で準用する同条第１項で定める権利（以下「特許権等」という。）が得られた場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告する。

２．　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾する。

３．　乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用しないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

４．　乙は、甲以外の第三者に当該特許権等の移転又は当該特許権等についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等 」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ）　子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社という。）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ）　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ）　技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

５．　乙は、上記２に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。

６．　乙は、甲が上記３に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力すると共に、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

担当者連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

E-Mail：